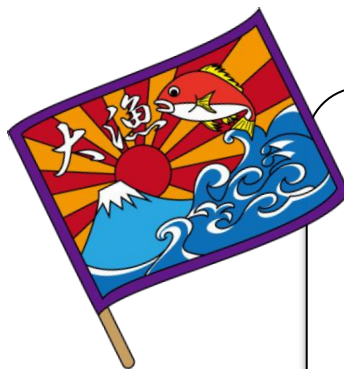


No. 14 発行 2013年3月  
「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故被害弁護団  
TEL : 03-3379-6770

## 2013年3月11日、800名の原告が 福島地方裁判所に原状回復を求める訴訟を提起しました！



(あぶくま法律事務所から福島地方裁判所までの提訴行動には、約200名が参加しました。)



### 原告団長・中島孝さん決意表明 (@3.11 報告集会)

原発事故後、不安な日々を過ごしていたが、被害回復のために何か行動しなければという思いで声をあげた。放射能は、福島だけでなく多くの地域へ飛散した。この集団訴訟は、原告になった人だけが救済されるものではなく、被害者全体の救済を求めるものであり、世の中全体の利益のために行うものである。裁判を通じて、まだ原発事故にこだわっているのかと心無い言葉をかけられることもあるかもしれない。我々の痛みを周囲が理解していないからといって諦めることはない。

訴訟はこれから始まる。大きな原告団に育てていきましょう。



### 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の提起にあたって

全世界に衝撃を与えた2011年3月11日の福島第一原発事故(以下「本件事故」といいます。)から2年。本日、私たちは、『「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟』(以下「本件訴訟」といいます。)を、福島地方裁判所に提起しました。

本件事故まで、国や電力会社は、「日本では、チェルノブイリ原発事故のような事故は起こりえない」と安全神話を振りまき続けてきました。しかし、本件事故によって放出された多量の放射性物質は、風に乗って福島県内のみならず県境を越えて、住宅地、森林、農地や湖沼・河川・海など、広範な環境を汚染しました。そして、この放射性物質汚染は、地域住民に放射性被ばくを余儀なくさせ、政府や自治体の指示による否かを問わず、多くの住民に避難生活を強いています。また、避難せず地域にとどまって生活している住民も、自分や家族(特に子ども)に、将来、がんなどの重大な健康被害が生じないかを日々心配しながらの生活を強いられています。その被害について、個々の被害者が甘んじて受けなければならない理由は何もありません。

被害者一人一人の被害の現れ方は、それぞれが住んでいた地域、家族構成、年齢、職業など、個々の事情によって実に様々です。しかし、その被害の根源には、本件事故によってもたらされた放射性物質汚染があり、これによる重大な健康影響への不安や懸念があることは明らかです。そして、その被害は、本件事故により放出された放射性物質が、被害者のふるさとを汚染し続けている限り、継続するのです。本件事故から2年が経過し、すでに事故の「風化」が言われていますが、ふるさとを汚染された被害者の耐えがたい苦しみは、現在も継続し増幅しています。

これは、お金で解決できる問題ではありません。被害者の根本的要求は、何よりも、生まれ育ち生活してきたふるさとを、本件事故前に戻し、心安らかに生活できる地域を取り戻すことにあります。

そこで、私たちは、本件訴訟において、まず第一に、地域を汚染した放射性物質を、事故前の状態に戻すこと(原状回復)を求め、次に、原状回復がなされるまでの間の精神的な苦痛に対する慰謝料の支払を求めています。

私たちは、本件訴訟を通じて、本件事故を引き起こした東京電力だけでなく、国策として電力会社と一体となって原子力発電を推進し、必要な安全対策を怠ってきた国の責任を徹底的に追及していきます。これは、単に被害者の救済だけでなく、これだけの被害をもたらした国の原子力推進政策を根本的に改めさせ、原発事故による被害者をこれ以上生み出さないためにも必要なことです。

私たちは、多くの被害者が、それぞれの被害の現れ方の違いや、放射線被ばくの健康影響に対する考え方の違いなどを乗り越えて団結し、被害と立ち向かい、被害をもたらした国と東京電力の責任追及に立ち上がることを呼びかけるとともに、その先頭に立つ決意です。

多くのおみなさまの本件訴訟へのご参加とご支援を心から訴えます。

2013年3月11日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団  
「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団



## 弁護団共同代表・菊池紘弁護士あいさつ

この福島地裁に提訴した集団訴訟には、全国各地から弁護士が駆けつけている。それは、この原発事故が福島だけの問題ではなく、この国の社会のあり方と政治のありかたを問う裁判でもあるからだ。国は、原発事故の責任を認めていない。責任を認めないものが支配する国のあり方を根底からひっくり返すのがこの裁判である。



本年2月20日の公害総行動であったことを皆さんに紹介したい。

原発事故時に福島県外に居住しており、避難をした方の話しである。子どもの尿からセシウム134、セシウム137が検出されたことを理由として、せめて検査費用は賠償すべきだと東電に請求をした。しかし、東電は、県外避難者は全く相手とせずといった対応で、「たしかに尿からセシウムが出たことは確認したが、それが健康に影響があるかどうか分からない。その数値で、不安に思うことが合理的かどうか疑問に残る」という趣旨の発言をした。これには会場にいた180名の原発事故被害者は皆怒った。このような国と東電の対応は、改めさせなければならない。

まずは、国と東電に原発事故の責任を認めさせ、被害救済させることが必要であり、そのことがすべての原子炉の即時廃止につながっていく。

私たちの弁護団には、若い弁護士が多く参加しているが、皆この国の明るい未来をこの裁判にかけている。日本の明るい未来のために、子どもたちのために、皆さんと戦いぬく覚悟である。

## 弁護団共同代表・安田純治弁護士あいさつ

私は、1975年に福島原発設置認可取消訴訟を提起した。東電の妨害活動は峻烈で、約1000名ほどいた原告予定者が、減っていき原告になったのは、404名だった。



原発訴訟は、決して簡単な訴訟ではないと分かっていたが、私がなぜ原発訴訟を取り組もうと思ったのかをお話したいと思う。

私は、最後の戦中派であり、小学校を卒業後、中学には行かず、戦闘機乗りになろうと思い、軍隊の学校に入った。その頃は、お国のために命を捧げることが当たり前だと思っていたから、特攻隊に志願するつもりで入校した。父は、血気盛んな私を止めようと、戦闘機乗りではなくて、中学へ進学した後に、士官学校に進んだらどうかと助言したこともあったが、父に向かって「この非国民が！」と言って、親の言いつけを守らなかったことをよく覚えている。あの頃は、みんながお国のため命を捧げることが当たり前だった。

しかし、戦後になって、私は、反体制、反戦主義者として投獄されていた人々がいたことを知り、感動を覚えた。結局、日本の戦争を止めることはできなかったけれども、反対派がいたという事実は、本当に大事だと思った。

原発訴訟の話しを受けた時は、圧倒的多くの人が原発に賛成で、反対の声を上げることは難しい状態だった。裁判も難しいことは分かっていたが、原発設置に反対した人々が福島にもいるんだという記録を残そうという思いがあって、裁判に取り組もうと思った。

今回の集団訴訟は、1975年に懸念していた過酷事故が現実になってしまったことを意味する。原発のない未来のためにあきらめずに再び戦っていききたい。



## 各地から連帯のごあいさつをいただきました！



### 「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団・東島浩幸弁護士

玄海原発訴訟は、福島原発事故を二度と繰り返してはならないという思いから、昨年1月31日に提訴をした。今、1万人原告を目指している。1万人という多数が原告になれば原発廃絶は実現できない。玄海原発は運転ミスで事故が多々生じている。どんなことで事故が起きるか分からない。原発事故は、発生する確率が低くても、運が悪かったでは、済まされない。原発が安全かどうかは国や九電ではなく、市民が決めることだ。

裁判所に人を集め、注目されていることを示すことが重要である。玄海原発訴訟では、放射性物質が玄海原発から、どう飛ぶのか確かめるために1000個の風船を飛ばして実験した。奈良県は550キロ、徳島市400キロだが7時間かけて届いた。風船は、放射性物質に置き換えて考えることができ、原発が事故を起こせば極めて広範囲の地域が放射能汚染されることが分かった。

九電との交渉の際、事故が生じたときに賠償できるのかと問うと、福島原発のような事故が起きたら九電は賠償できない、潰れてしまうと答えた。九電の発言は、無責任そのものであるが、無責任でなければやっていけないのが原発だ。

これからも連帯してともに頑張っていきたい。

## 公害被害者総行動、全国各地のみなさん



☆福島原発被害原告団(菅家事務局次長)・弁護団(清水洋弁護士)、  
原発被害救済千葉県弁護団、原発被害首都圏弁護団からも、  
連帯のご挨拶、メッセージをいただきました。



提訴行動は、地元紙はもちろん、全国紙各紙、各局の全国ニュースでも報道・放映され、海外の新聞・ニュースでも報じられました。



## 3月3日の原告団総会で役員が選出されました

原告団団長	中島孝	原告団副団長	紺野重秋
原告団副団長	武田徹	原告団運営委員	佐藤松則
原告団運営委員	服部崇	原告団運営委員	村松孝一
原告団運営委員	荒木貞夫	原告団運営委員	根本仁
原告団運営委員	久保田美奈穂		

☆題字「みんなして」は、鈴木雅貴弁護士の筆によるものです。